



2022年2月21日

各 位

会 社 名 株式会社ミズホメディ  
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 唐川 文成  
(コード番号：4595 東証第二部)  
問 合 せ 先 取締役経理部長兼総務部担当 佐々木 寛  
(電話番号：0942-85-0303)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年2月21日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第45期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

##### (1) 定款第2条目的（事業目的）の追加

新たな事業展開を見据え、持続的な事業の構築につなげるため、また、2021年12月期決算において、「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」等の臨床検査機器の売上高が急増し、今後も事業として拡大が見込まれることから、定款における目的（事業目的）として明確にするため、定款に目的（事業目的）を追加するものであります。

##### (2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条第2項は、書面交付請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設、削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### (3) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、業務執行を行わない取締役及び監査役とは責任限定契約を締結できる旨の規定を定めておりますが、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条（取締役の責任免除）第2項及び第41条（監査役の責任免除）第2項について、当該契約に基づく賠償責任限度額を定める規定に変更するものであります。なお、定款第30条の変更については、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年3月30日（予定）  
定款変更の効力発生日 2022年3月30日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、体外診断用医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用医薬品、医薬部外品<u>及び毒物・劇物の製造販売並びに輸出入</u></p> <p>(2) 医薬用理化学測定機器、工業用測定機器、医療用具、動物用医療用具、衛生材料、計量器の販売並びに輸出入</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p>(3) 医療関連施設、設備機器の設計指導及び販売並びに輸出入</p> <p>(4) 上記各号に関する受託研究並びに受託開発業務</p> <p>(5) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第13条</p> <p style="text-align: center;">[条文省略]</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">[新設]</p> <p style="text-align: center;">[新設]</p>	<p>第1条</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 医薬品、体外診断用医薬品、化学薬品、工業薬品、動物用医薬品、医薬部外品、<u>毒物・劇物及び環境・食品用検査薬の企画開発、製造販売並びに輸出入</u></p> <p>(2) 医薬用理化学測定機器、工業用測定機器、医療用具、動物用医療用具、衛生材料、計量器の販売並びに輸出入</p> <p>(3) <u>臨床検査機器及びその他関連機器の企画開発並びに製造販売</u></p> <p>(4) 医療関連施設、設備機器の設計指導及び販売並びに輸出入</p> <p>(5) 上記各号に関する受託研究並びに受託開発業務</p> <p>(6) 上記各号に付帯関連する一切の業務</p> <p>第3条～第13条</p> <p style="text-align: center;">[現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">[削除]</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条</p> <p><u>1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>1. 変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="172 230 363 257">第 15 条～第 29 条</p> <p data-bbox="411 271 529 297">[条文省略]</p> <p data-bbox="188 342 395 369">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="172 383 258 409">第 30 条</p> <p data-bbox="172 416 775 739"> 1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。  2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 </p> <p data-bbox="172 871 363 898">第 31 条～第 40 条</p> <p data-bbox="411 911 529 938">[条文省略]</p> <p data-bbox="188 983 395 1010">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="172 1023 258 1050">第 41 条</p> <p data-bbox="172 1057 775 1379"> 1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。  2. 当社は、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。 </p> <p data-bbox="172 1489 363 1516">第 42 条～第 50 条</p> <p data-bbox="411 1529 529 1556">[条文省略]</p>	<p data-bbox="804 230 995 257">第 15 条～第 29 条</p> <p data-bbox="1027 271 1174 297">[現行どおり]</p> <p data-bbox="820 342 1027 369">(取締役の責任免除)</p> <p data-bbox="804 383 890 409">第 30 条</p> <p data-bbox="804 416 1407 837"> 1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。  2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500 万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> </p> <p data-bbox="804 871 995 898">第 31 条～第 40 条</p> <p data-bbox="1027 911 1174 938">[現行どおり]</p> <p data-bbox="820 983 1027 1010">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="804 1023 890 1050">第 41 条</p> <p data-bbox="804 1057 1407 1447"> 1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。  2. 当社は、監査役との間で会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、500 万円又は法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u> </p> <p data-bbox="804 1489 995 1516">第 42 条～第 50 条</p> <p data-bbox="1027 1529 1174 1556">[現行どおり]</p>